

変わる！人と組織の関係

[ワークス]

No.22 Mar.1998

works

特集

進む取締役会の
プロフェッショナル化

3



米国には取締役会を運営する会長の流動マーケットがあつて、10億円企業を100億円企業にするのが得意な会長、100億円企業を1000億円にするのがうまい会長といろいろ揃っている。

いい会長を引っ張ってくれば、それだけで株価がハネ上がる——。取材の過程で聞いた話である。

この表現には誇張があるかもしれないが、米国ではそのくらい「経営のプロ」が企業の舵取りをする仕組みが広まっているということだ。

「誰が会社を経営するのか」は、「会社とはいったい誰のものか」を抜きにして考えることはできない。

日本では長いことこの答えを明確にしないまま、従業員を中心に会社全体が一致団結することで成長の坂を駆け登ってきた。

しかし経済のグローバル化、低成長、規制緩和など市場をめぐる状況は劇的に変化した。

誰が、どのようなシステムで会社をコントロールするのか、日本でも答えを出さねばならない時期がやつてきたようだ。経営と執行の分離とはどんな仕組みなのか。

「サラリーマンの頂点」取締役にもプロフェッショナル化の波は押し寄せるのか。

先端的な取り組みをみせる企業の動き、政治の世界も巻き込んだ法改正の動向、各方面的専門家の見方など多彩な視点を盛り込みつつ、日本の経営システムの将来像を考えてみた。

社内昇格型
経営システム
の限界

進む取締役会の プロフェッショナル化



ビッグバンを端緒に 激変する取締役の役割

グローバルベンチャーキャピタル

代表取締役社長
長谷川博和氏

金融ビッグバンをきっかけに日本の組織論や企業形態論は大きく変わっていくでしょう。取締役会の改革はその中心的なテーマだと思います。持ち株会社の解禁を受けて本社の役割はどう変わっていくか。そこで会社をどういう形態、どんな方向性で運営していくのかといった戦略論によって取締役の役割は大きく変わってくるはずです。

これまでの日本企業は本社と株主との距離が非常に遠く、逆に本社と事業部門が密着している、いびつな三角形をしていました。そのために本社の権能のなかでいちばん強かったのは人事権で、いわば「人事本社」といってよかったです。ところが株価重視の経営が必要になってくると、必然的にディスクロージャーが求められ、人事権より財務や企画の機能が強くなります。「人事本社」から「企画本社」、「財務本社」への転換です。

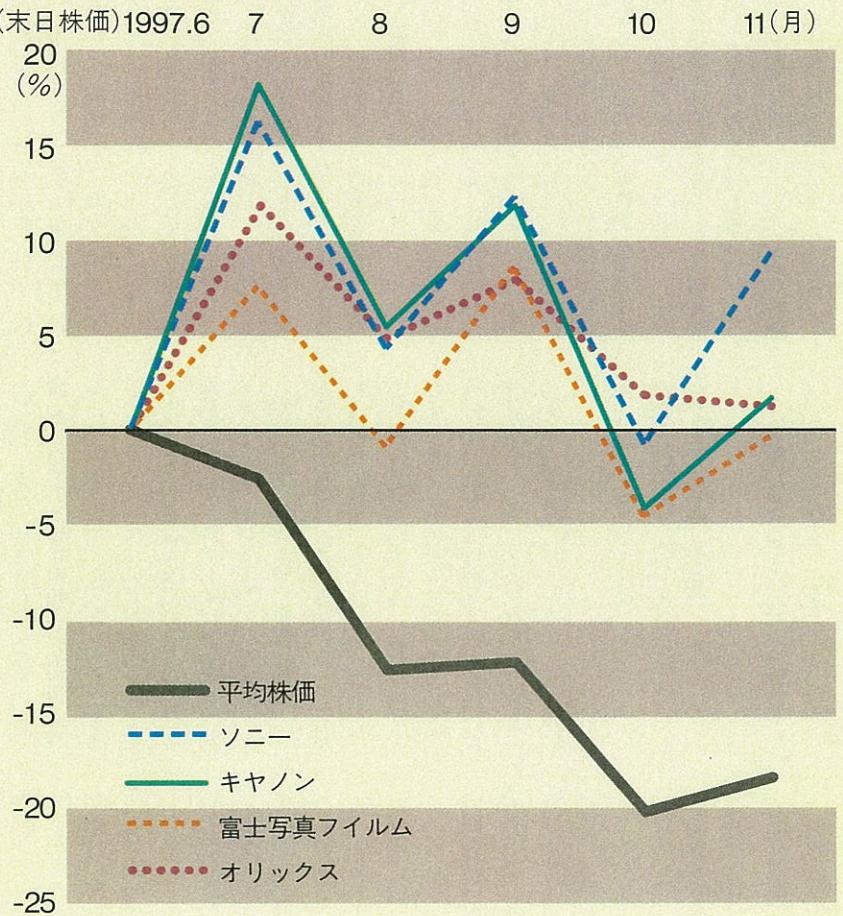
そして持ち株会社は「戦略管理本社」として企画と財務の機能を握り、その下に共有できるコアスキルを軸に統合された事業部門がぶら下がるという形態になる。そして各事業部門は分社化が進んで、独立性が強まっています。取締役の役割も「戦略管理本社」の意思決定に関与する取締役、分社化した事業部門の経営者となる取締役などに細分化されていくことになるはずです。

これまでのように「人事本社」だった時代は社内的人的資源を最もよく知っている人が役員になることに合理性がありました。しかし今後「戦略管理本社」のウエートが高まると、海外とネットワークが組めるとか、国際財務がわかるなどの専門性が重視されるようになっていかざるをえません。

いずれにしても「あなたは会社や株主にどんなバリューを与えてますか」との問い合わせに明確に答えられない取締役は生き残れない時代にならでしょう。



外国人取得率が高い企業と
日経平均の株価変動率



97年経営革新企業ランキング —取締役会編—

(日本経済新聞社内外産業取材記者の投票総数107人によるランキングより)

社名	改革内容
①ソニー	取締役を38人から10人に削減
②オリックス	外部の経営者や有識者が取締役会に意見を具申する諮問委員会を設置
③リクルート	役員の評価に成果主義を導入
④資生堂	常務会を廃止
⑤日産自動車	専務制を廃止
⑥キヤノン	代表権をもった役員を3人から1人に削減
⑦富士写真フィルム	取締役を今世紀中に21人から15人に削減

出所：日経産業新聞 1997.12.29

グローバル化する資本市場のなかで いよいよ迫られる「株価重視の経営」

外国人に買われる
企業でないと
株価が上がらない

これら株価が上昇を続ける一群の企業を仔細に見てみると、その特徴的な点がいくつも浮かび上がる。まず徹底した技術志向の企業であり、政府の規制とは無関係の激しい競争を勝ち抜いてきた企業であること。そして最大のポイントは海外市場での評価が高く、株式が海外から買い集めていることである。

株価の低迷やアジア通貨の暴落で市場に不安感が漂うなか、98年1月19日、ソニーの株価は1万2700円をつけ、上場以来高値を更新した。同社の株価は95年には4000～5000円台で推移していたことを考慮すると、世を挙げて景気低迷が叫ばれるここ3年の間に株価は3倍近く上昇したことになる。

実はこうした例はソニーだけにとどまらない。株式市況を子細に見てみると、ここ数年で株価がほぼ一貫して上昇している。

いる銘柄はいくつもある。たとえばキヤノンは95年に1500円台だった株価が97年11月の時点（以下同）で3050円台へと約2倍に上昇。富士写真フィルムも同じく2400円台から4200円台へと75%もの値を上げている。また金融業界でもオリックスは同期間に3300円台から7255円と約2.2倍に上昇するなど日経平均の低迷とは裏腹に一貫して右上がりの株価を維持している。

機関による株の持ち合い比率は低下せざることをみると、次になる（数字は97年5月以降の中間期を含む直近決算期の比率）。これらの外国人持株比率を列記してみるところ（以下同）。

ソニー・富士写真フィルム・オリックス・東証第一部全体の外国人持株比率が10%程度であることを考えると、これら一群の企業の外国人持株比率は一様に高いことがわかる。

独立系ベンチャーキャピタルのグローバルベンチャーキャピタル代表取締役社長で、資本市場や内外の機関投資家の動向に詳しい長谷川博和氏は、「外国人に買われるような会社でないと、これからは株価が下がる一方」と警告する。

さらに日本の株価下落と円安で、日本企業の株価に割安感が出ている点も作用している。北海道拓殖銀行や山一證券の経営破綻を目の当たりにしたこと、遅まきながら日本でも株価の死活的重要性が強烈に認識されはじめた。これまで「株式持合い」に代表される風土のもと、株主の利益に対する自覚に乏しい企業が多かった日本の企業社会に、株主重視の経営という大きな課題がいま鋭く突きつけられている。

その最も象徴的なテーマが取締役会の改革であることは言うまでもない。

金融破綻が
株主不在の経営の
限界を教えた

日本では金融ビッグバンの影響で金融機関による株の持ち合い比率は低下せざり、吸収力はない。「その株を買ってくれるのは誰か」という話。買いつ手が外国人しかいなければそこに買ってもらうしかない（長谷川氏）。

海外の投資家が日本の株式に注目しこじめた背景には、ニューヨーク市場の好況が続き、高値警戒感から世界第2位の市場である日本市場へリスク分散しておこうとの意図も働いている。

さらに日本の株価下落と円安で、日本企業の株価に割安感が出ている点も作用している。海外の投資家が買われる日本企業の条件を長谷川氏は、「世界市場で通用する技術力があり、ディスクロージャーがしっかりして透明性のある株価形成が可能な企業」と指摘する。

米国を中心とした海外投資家は、株主総会において取締役会を委託

しているという感覚がいわば「常識」。「それが株を買う際の判断基準になる」（同氏）。

ソニーが昨年、取締役会を改革し、経営の意思決定と業務の執行を分離する体制に移行（12ページ参照）したことは、こうした海外投資家の信頼度を高める狙いがあった。その試みはいまのところ所期の成果をあげているようだ。

北海道拓殖銀行や山一證券の経営破綻を目の当たりにしたこと、遅まきながら日本でも株価の死活的重要性が強烈に認識されはじめた。これまで「株式持合い」に代表される風土のもと、株主の利益に対する自覚に乏しい企業が多くあった日本の企業社会に、株主重視の経営という大きな課題がいま鋭く突きつけられている。

その最も象徴的なテーマが取締役会の改革であることは言うまでもない。

企業にとって
重要なのは
社会がその存在を
認めるかどうか

筑波大学大学院経営システム科学専攻

教授
河合忠彦氏

社会の仕組みは時代によって変わります。そして社会が変われば企業に期待される役割もおのずと変わる。社会は変化したのに企業が相変わらずのままでは、そこにギャップが生じて問題が起きる。最近、日本で多発する企業の不祥事は、まさに時代の変化に企業の仕組みが追いつかないために起きているといえます。

かつての高度成長期、企業に求められたのはとにかく早く成長して、人々の生活水準を上げることでした。「豊かになる」という経済的な側面だけで企業は社会の要請に応えることができました。

しかし社会が豊かになって、人々の意識が成熟していくと、単に経済的な側面だけでは企業の存在が社会に認められなくなっています。いまの企業には、複数のステークホルダーの利害や要求を同時に満たすこと、そして社会を構成する一単位として社会が求める行動をとることが求められています。そうした困難な要請に応えていくためにコーポレート・ガバナンス（企業統治）という考え方が必要になっているわけです。

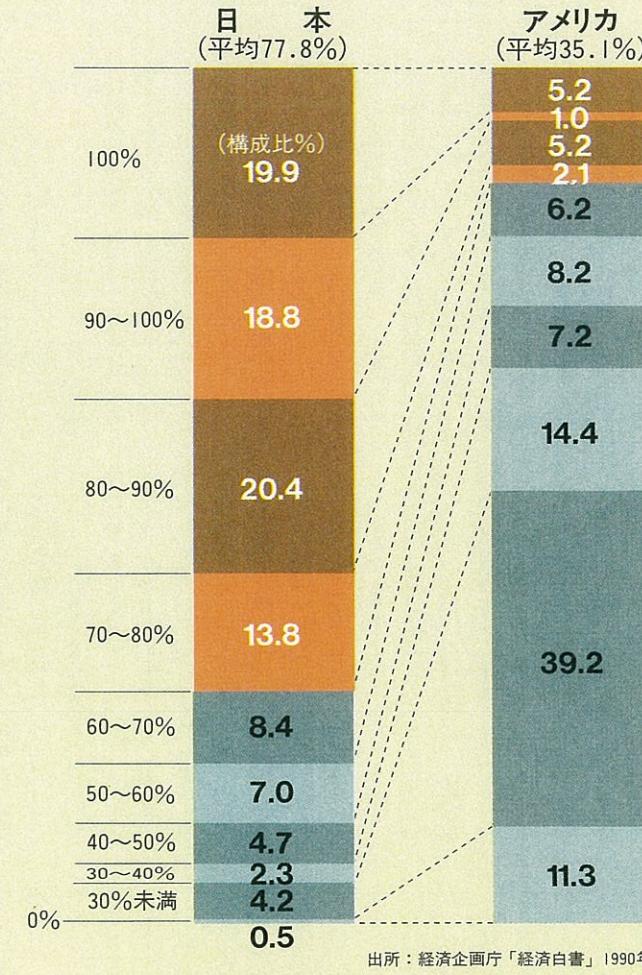
確かに法律的には企業は株主の所有物でしょう。しかしそれはあくまで形式的なことであって、より重要なのは「社会が存在を認めるかどうか」です。法律とはいつの世でも社会の変化を後追いするものだからです。高度経済成長時代に合理的だった仕組みでも、現在ではむしろ企業の正常な活動を阻害する要因になることは不思議ではありません。

このように考えてみると、企業がどのような仕組みで自らを統治していくか、それを決めるのは究極のところ社会の要請、国民の意思であることになります。取締役に選ばれた人たちが社会にいま何が求められているかを敏感に感じ取り、それを促進するように行動する。

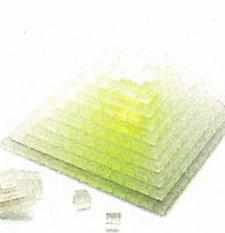
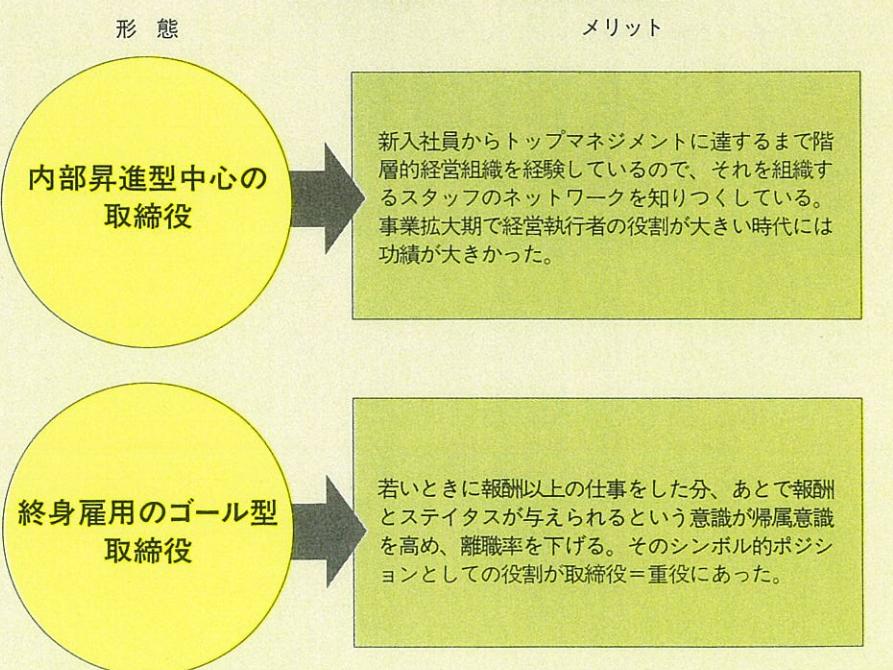
そして社会はそれを子細にチェックして、社会にとって望ましい動きをする企業の株や製品を買うことで支援する。そういう前向きなスマイルループが機能する仕組みづくりが今後の課題でしょう。



図3 日米企業における取締役の内部昇格者比率



日本の常識だった取締役の形態



「内部昇進」が
日本企業の取締役
多半を占める

日本企業の取締役
多半を占める

学専攻教授・河合忠彦氏は、「これまでの
主要業種における最大企業の社長は、30
年当時内部昇進の社長が43人中3人だつ
たのが、55年、75年としだいにその数が
増え、92年には65人中49人と圧倒的多数
が自身社長が、時とともに減って95年に
はゼロになっているのだ。

「下」であることは変わらない。
こうした仕組みはトップの号令のもと、
ボーレート・ガバナンスに関する研究で
知られる筑波大学大学院経営システム科
の教授が、過去30年間で日本の取締役会の
構造変化について分析している。

企業のステークホルダー(Stake Holders)に対する言葉を最近耳にすることが多くなってきた。従業員や顧客、原材料供給者、債権者、株主、経営者、地域住民など企業となんらかの利害を共有する関係にある人々を指す。これらステークホルダーの協力なくして企業は円滑な活動を行うことはできない。西欧で生まれた株式会社の制度では、これらのうち資本を提供し、金銭的リスクを負う、株主という存在に他者と異なる特別な地位を与えていた。そしてそれが株主から会社の経営を委託された専門家が取締役なのである。

しかし従来、日本の大多数の企業では取締役が本来の字義どおりに株主の利益を代表してきたとはいえない。日本企業ではステークホルダーのうち従業員の位置づけが非常に大きく、いわば従業員の代表である上級の業務執行者がそのまま取締役に選任されるケースがほとんどだ。そこでは株主の利益代表としての取締役の役割はあまり強く自覚されない。

図3は日本企業における取締役の内部昇進率を比較したものだ。それによると70%以上が社内の昇進者である企業の比率が、米国13.5%に対し日本は72.9%、という違いが出ている。

また、1930年から92年までの間に、主要業種における最大企業の社長は、30年当時内部昇進の社長が43人中3人だったのが、55年、75年としだいにその数が増え、92年には65人中49人と圧倒的多数が自身社長が、時とともに減って95年にはゼロになっているのだ。

長期雇用や年功序列、新卒社員の一括定期採用などの日本の雇用習慣といわれる組織が戦後の高度成長期に確立してきたことは知られている。それと軌を一にするように取締役もサラリーマンの出世の頂点として内部昇進型の選抜過程が定着していくことが、このデータからもわかってくる。

キャッチアップ型 経済体制に合った 日本の取締役会

従業員に対するこうした「論功行賞」

このように考えてみると、企業がどのような仕組みで自らを統治していくか、それを決めるのは究極のところ社会の要請、国民の意思であることになります。取締役に選ばれた人たちが社会にいま何が求められているかを敏感に感じ取り、それを促進するように行動する。

そして社会はそれを子細にチェックして、社会にとって望ましい動きをする企業の株や製品を買うことで支援する。そういう前向きなスマイルループが機能する仕組みづくりが今後の課題でしょう。

このように考へると、企業がどのようないくつかの仕組みで自らを統治していくか、それを決めるのは究極のところ社会の要請、国民の意思であることになります。取締役に選ばれた人たちが社会にいま何が求められているかを敏感に感じ取り、それを促進するように行動する。そして社会はそれを子細にチェックして、社会にとって望ましい動きをする企業の株や製品を買うことで支援する。そういう前向きなスマイルループが機能する仕組みづくりが今後の課題でしょう。

キャッチアップ型経済での合理性から 「内部利益重視型」の取締役が発展してきた

昇級者比率を比較したものだ。それによると70%以上が社内の昇進者である企業の比率が、米国13.5%に対し日本は72.9%、という違いが出ている。

また、1930年から92年までの間に、主要業種における最大企業の社長は、30年当時内部昇進の社長が43人中3人だったのが、55年、75年としだいにその数が増え、92年には65人中49人と圧倒的多数が自身社長が、時とともに減って95年にはゼロになっているのだ。

長期雇用や年功序列、新卒社員の一括定期採用などの日本の雇用習慣といわれる組織が戦後の高度成長期に確立してきたことは知られている。それと軌を一致するように取締役もサラリーマンの出世の頂点として内部昇進型の選抜過程が定着していくことが、このデータからもわかってくる。

このように考へると、企業がどのようないくつかの仕組みで自らを統治していくか、それを決めるのは究極のところ社会の要請、国民の意思であることになります。取締役に選ばれた人たちが社会にいま何が求められているかを敏感に感じ取り、それを促進するように行動する。

そして社会はそれを子細にチェックして、社会にとって望ましい動きをする企業の株や製品を買うことで支援する。そういう前向きなスマイルループが機能する仕組みづくりが今後の課題でしょう。

国内戦略をとる企業にも 内向きの取締役会に限界が迫り始めた

「ダイレクター」が 存在しない 日本の取締役会

グローバルな市場で最も高い評価を受ける日本企業のひとつであるソニーが率先して取締役会の改革を実行したことに象徴されるように、国際的な事業展開を目指す企業にとっては否応なく、いわゆる「海外からの見え方」を意識せざるをえない時代になってきた。

しかし取締役会の改革は、ひとえにグローバルなマーケットに対応するための手段なのだろうか。海外とは取引および資本上の直接的な関係がなく、今後も生じる可能性が低い企業であれば現在のままの経営システムに問題はないということなるのだろうか。

前出の筑波大学大学院教授・河合忠彦

氏は「高度成長の時代を支えてきた日本の経営の仕組み自体が、低成長や規制緩和に代表される新しい時代にもう適応できなくなっている」と指摘する。

「取締役」は英語では「ダイレクター

(Director)」で、その本来の意味は「方向 (ディレクション) を指示する人」である。

しかし日本経済全体が右上がりで、企業も拡大路線を突っ走ってきた時代には、向かうべき方向は自明であり、あえて指示する必要性は薄かった。何をすべきか」という効率論が重要で、既定路線を一致団結して執行する能力が重要視された。そのことが日本企業における経営と執行の密着を促進する背景になっていたといえる。

つまり日本の取締役会には本来の意味での「ダイレクター」は存在してこなかつたといえるのかもしれない。

「規制緩和などで日本の社会環境が激変しつつあるいま、スピードやリスクテイク、チャレンジ精神といったものが取締役会に求められている」(河合氏)

日本の国内マーケットも成熟し、企業間格差の拡大が不可避といわれる現在、取締役会に求められる機能は、より高度に戦略的性格へと急速にシフトしつつある。

実力主義の波を 止めているのは 取締役の人事制度だけ

これまで日本の組織は大手企業を中心として定期採用や年功序列、企業内組合、新規雇用等で年功序列による「日本の雇用慣習」を軸に動いてきた。業界や企業間の

濃淡はあるが、そこでは入社年度と年齢

による年次管理を基礎にした画一的なル

ルのものと、サラリーマンと呼ばれる一

群の人々が横並び的な意識で仕事を取り組む時代が長く続いてきた。そしてその頂点が取締役という地位であった。

ところが、前述のように日本経済がキ

ヤッチアップ型から独創性が要求される

クリエイティブ重視型への脱皮が迫られ

る時代になり、従来のような効率一辺倒

の大量生産型組織構造では対応しきれな

くなっている。そのため日本の企業組織

は従来の年齢や性別などに代わって、個

「シリアル」との感覚が経営に活かされる仕組みを

自由民主党筆頭副幹事長 商法小委員長 衆議院議員 太田誠一氏

こうした現状を改めるには監査役も含めた取締役会の出席者がシリアルの感覚で発言できるようにする必要がある。世間の常識が会社の意思決定に反映されようになるのが望ましい。社外取締役の制度はその解決方法のひとつになります。とりえず監査役の過半数を社外監査役とする商法改正案を昨年9月、自民党の商法に関する小委員会でまとめました。今後もそうした方向で議論を進めたいと考えています。

実際に日本企業にも社外監査役や取締役が定着してくれば、次は就任する人の質問が問題になります。現在の社外役員はお飾り的な存在の場合がありますが、かる人が社外役員にひとりは必要です。うし、そういう選択をしていない企業は社外役員の役割が明確にならなければなりません。たとえば公認会計士など企業の財務・会計がわかる人が社外役員にひとりは必要です。軽くしてしまいます。株主総会など、「なぜこんな面倒なことに煩わされねばならないのか」と感じている。その本音と建前は思っていますが、実のところ議論は最近になって急に出てきました。

れ、会社経営を委託されている」との意識はほとどないのが普通だ。それどころか全員が同じ風土の中で20~30年も育ってきたことによる「企業一家」的な團結意識が強固で、会社そのものへのロイヤリティが際立って高い。

それ自体悪いことではないが、こうし

た「身内意識」は自社の不祥事や都合の悪い事実を極力表に出さず、内部で處理しようとの行動を生みやすい。ここ数年

世上を賑わせている大企業の不祥事はこ

うした内向きな企業風土に根ざしている

可能性が高い。

取締役会が会社の「インナー利益

は私たちが商法に関する小委員会をついたのは1980年の話です。コープレート・ガバナンスという言葉こそ使っていませんが、同じような方向性でずっと議論してきました。その当時、ソニーの盛田昭夫さんに話をうかがったことがあります。盛田さんはかつてパナソニック(アメリカン航空)の社外取締役をされていた内向きの会社に対する意見ですが、自分を取締役に指名してくれた会長の業績はどうも振るわない。盛田さんは迷いながら「会長が自分を指名したのは、眞に会社のためを思つてのことちがいない」と判断し、会長解任に賛成したそうです。

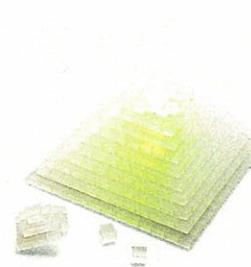
この話を聞いて、「いつか日本もこんな

ことができる社会にしたいのだ」と

痛感しました。それから十数年、いまの経営者は自らを厳しく律し、自ら犠牲を払わなければならないという自覚が強い。少なくとも93年の商法改正のときと比べると、トップの考え方には様変わりです。その意味で日本の企業社会が大きく変わるのは見えています。



1945年、福岡県生まれ。80年、衆議院議員に初当選、現在6期目。大蔵政務次官、衆議院大蔵委員長、自民党政財部会長などを歴任。商法改正をはじめとする法律関係、財政関係などに専門家として関心が高い。現在自由民主党筆頭副幹事長。



個人の能力やスキル、仕事の成果などを軸に人事制度を構築する方向へと大きく変わりつつある。成果主義に基づいた年俸制の導入や年齢給付割合を減らし、能 力や成果による変動部分の拡大など日本のサラリーマンの評価基準は急速に実力主義的要素を強めている。

ところがこうした「働く仕組み」の変革は多くの企業で部長級の社員までにとどまつており、役員に関しては明確な選任の条件も評価基準も示されないので普段実に取締役は事実上のポストとしており、年功序列的な上下関係が取締役会の中にまで持ち込まれている。

さらに取締役は従業員と違つて雇用関係にないため法的な労働関係が弱く、その待遇はトップの意向に左右されやすい。いきおい取締役会には上位者の意見や行動には従わざるをえない雰囲気が漂うケースが少なくない。

従業員を実力主義の人事制度で厳格に評価しておきながら、会社経営に責任をもつ取締役の評価基準が曖昧なままという状態は、従業員の感情からしても許容には期待される役割は大きい。

労働市場をどう変えるか

ILO(国際労働機関)は、昨年6月の第85回総会で「労働市場の国内政策における公共機関と民間機関との協力を奨励する」旨の「民間職業紹介所に関する条約(第181号条約)」を採択した。50年間変わることのなかつた「職業紹介は国の専管事項」とする日本の職業安定法が、いま大きな転機を迎える。リクルートでは、市場原理による適正な雇用の流動化実現に向けたメッセージとして、「職業安定法の抜本改正に関する意見書」を採択した。要望書をまとめ、労働省はじめとする関係機関に提出した。小誌19号特別企画「マーケットメカニズムは労働市場をどう変えるか」に続くシリーズ第2回として、この意見書に基づき日本の法制の問題点と今後進むべき方向性に焦点を合わせてみた。

(表1) 現行の職業安定法で問題とされる事例

- ①新卒向けに会社説明会と選考試験を行うことにして、資料請求ハガキを送ってくれた学生を対象に電話で案内することとした。人事部だけでは手が足りないので、電話かけと条件に満たない学生の1次スクリーニングをテレマーケティング会社に依頼した。
- ②日本への進出にあたり、人事担当責任者を採用するようコンサルティング会社に依頼した。コンサルティング会社はさっそく求人広告を出すよう手配したが、その際、拠点のない当社に代わって、その会社宛てに履歴書を送付してもらうことにした。
- ③インターネットを活用しようと思ったが、人事部にはインターネットに精通した社員がいないし、自社サーバーもない。専門会社のサーバーにスペースを借りて募集し、応募のメールをFAXで送ってもらいたい。
- ④インターネットの求人・求職情報サイトで当社の求人情報を公開した。その際、当社の求人情報をてくれた求職者の情報を、サイト側の担当者からメールで送ってもらうことにした。
- ⑤新卒者を対象とした合同会社説明会を商工会議所が主催し、会員企業10社が一同に会して会場内で面接、選考を行った。

(表2) 「職業安定法の抜本改正に関する意見書」の概要

- ①職業紹介に関する広範な規制の解除
 - ・合同説明会やインターネット等、職業紹介として規制する必要のない事業について一律の規制を廃止する
 - ・上記など弊害の認められないものは許可制の対象外として自由な活動を認めるか、届け出制にしてその手続きも大幅に簡素化する
- ②有料／無料職業紹介事業における取り扱い範囲などの制限撤廃
 - ・有料／無料の区分による参入規制の廃止
- ③委託募集の解禁
 - ・募集主体の制限廃止
 - ・弊害が認められないものは許可制の対象外とする
 - ・許可制を届け出制に、手数料の上限も撤廃して届け出制にする
- ④高校生を対象とした文書募集の解禁
 - ・夏休み前の文書募集、会社訪問の解禁
 - ・求人票の職安への届け出廃止など求人手続きの簡素化
- ⑤ジョブサーチの一環としての派遣就業を認める法制への転換
 - ・"Temp to Perm"を促進するために有料職業紹介事業と派遣事業の兼業規制を緩和する
- ⑥公共職業安定所の未充足求人・求職情報の民間機関への提供
 - ・未充足求人のリストの民間機関への提供および求職者の民間機関への登録推進
- ⑦各種助成金の給付制度の見直し
 - ・職安の紹介条件の撤廃

「職業安定法の抜本改正に関する意見書」(A4判22頁)は、以下の手順でお手元のFAXから取り出することができます。

(期間:平成10年3月31日まで)

- ①情報BOXセンター(03-3940-6000)へTEL
- ②自動音声に従ってBOXナンバー(254929)を入力
- ③お手元のFAXナンバーを入力

〈お問い合わせ先〉TEL:03(3575)5181 FAX:03(3575)6063 担当/鈴木

**個人の力を
真に活かせる
社会をつくるための
労働市場の
姿を考える(2)**

まずは表1の事例を見せていただきたい。いずれも、企業の採用活動に関するものだが、一見して問題のないように思えるこれらが、実はすべて容易には実現できないのである。事例①②③は委託募集として、④⑤は職業紹介として、許可を得ずに行つてはならないという規定が職業安定法にあります。戦後もなく公布された職業安定法は、民間機関による「中間搾取」を排除するため、もっぱら公共職業安定機関が労働力の需給調整を行うことをその目的として定めた。これが前記のような活動を厳しく制限する根拠となっているのである。

協調・共存の 市場管理モデルを 提案するILO条約

昨年6月に開催された第85回ILO総会で、「民間職業紹介所に関する条約(第181号条約)」が採択された。ここでいう民間職業紹介所とは、職業紹介や派遣事業、求人情報誌などを指すのだが、条約はその前文にこう記している。「(1949年に)当該条約が採択された当時の状況に比し、民間職業紹介所を取り巻く環境が大きく変化していることを考慮し、良好に機能する労働市場で民間職業紹介所が果たすべき役割を認識する」つまり、従来は公共機関により管理されてきた労働市場において、民間機関が役割を果たすことが認められたのである。

いた労働市場において、民間機関の役割を積極的に評価し、その機能を認めていくとしているのである。そこでは、労働市場の共同管理モデルとして、公的機関と民間機関の協調・共存が提案されている。

新条約の採択を契機として、労働省も職業安定法などの見直しに着手している。リクルートでは、細部にまで及ぶ規制の実態とその問題点を明らかにし、より建設的な協議を進めるために、昨年12月に職業安定法の改正の方向性をまとめた意見書を関係機関に提出した(表2)。

労働者の社会的・経済的な地位が向上し、教育水準も飛躍的に高まり、情報化が進んだ現在、当初懸念された弊害の多くはもはや過去のものとなりつつある。職業安定法が制定された戦後まもなくの状況と、今日の労働環境とではまさに隔世の感がある。いま働く者一人一人が、自己的の市場性を強く意識する時代となつたのである。同法の見直しにあたっては市場原理の導入に基づいた新たな規制の緩和・撤廃のあり方を検討することが必要である。産業構造が著しく変化する過程において、過剰な規制によるさまざまな弊害をなくし、健全な労働市場を育んでいくためにも、職業安定法の改正は避けて通れない課題であろう。

法で制限される
企業の採用活動

規制の緩和・撤廃で、より多くのビジネスチャンス創出を



上智大学教授
国際関係研究所所員
八代尚宏氏

現行の職業安定法では、職安の仕事と競合する民間の事業はすべて原則禁止とされていると理解してもいいでしょう。仮に民間企業が人材採用業務に関して何か新しいビジネスを始めようとすれば、事前にそれは非の判断を行政に仰がれればなりません。

たとえば、有料職業紹介においてもかつてのような事業者による「中間搾取」は起こりにくい状況に変化してきているにもかかわらず、これを自由に行うことができない状況にあります。

雇用流動化時代における職業紹介は、よい働き場所や個人の労働の質についての情報産業として、これまでにも増して個人にマッチしたさまざまな職の仲介が大事であり、そのためにも民間の職業紹介に関するノウハウの活用が重要となってくるのではないかでしょうか。

本来、規制というのはそこに明らかに弊害があることが明らかなときに法律できちんと決めなければならないものです。規制しているかどうかの意識もなしに規制しているのは、基本的にいえば自由な経済活動さえも疎外することになっているわけですし、それだけ多くのビジネスチャンスも失われていることになります。いまのままでグローバライゼーションの過程で本来の意味で企業が労働生産性を上げ、国際競争力を高めていくこともできなくなるおそれがあります。

官と民の共同により、少子・高齢化による労働力需要の逼迫といった背景を踏まえ、フリー・フェア・グローバルといったキーワードを軸に真の労働市場の確立と日本経済の活性化のためにも、金融市場と同様労働市場においても規制の緩和・撤廃の早期実現が不可欠ではないのでしょうか。

やしお・なおひろ
1946年生まれ。国際基督教大学教養学部、東京大学経済学部卒業後、70年、経済企画庁入庁。81年、米国メリーランド大学経済学博士号取得。OECD(経済協力開発機構)主任エコノミストなどを務め、現職。雇用政策研究会、男女共同参画審議会、産業構造審議会など多数の審議会委員を務める。主な著書に「日本の雇用慣行の経済学」(日本経済新聞社)、「高齢化社会の生活保障システム」(東京大学出版会)などがある。

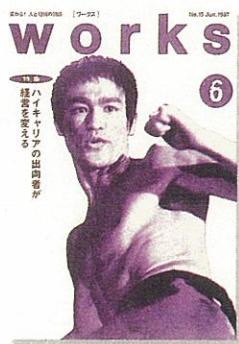
works バックナンバー

一覧

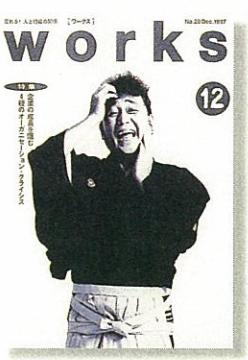
『works』は「変わる!人と組織の関係」を
テーマとして1995年4月に創刊。
今号で22号目を迎えました。
創刊号から21号までの特集内容を
ご紹介いたします。



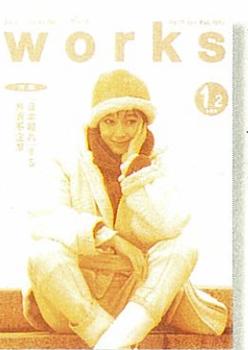
特集
No.19 Nov.1997
ポスドクを狙え



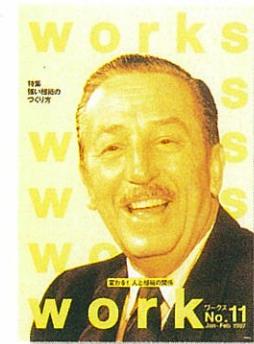
特集
No.20 Dec.1997
4種のオーガイゼーション
クリエイシス



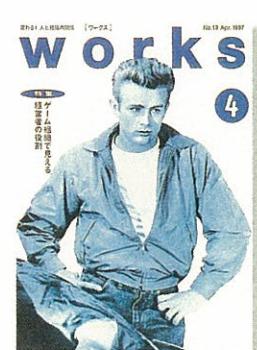
特集
No.21 Jan-Feb.1998
「日本離れ」する
外資系企業



特集
No.15 Jun.1997
ハイキャリアの
出向者が経営を変える



特集
No.16 Jul/Aug.1997
実績が示す
個としての女性



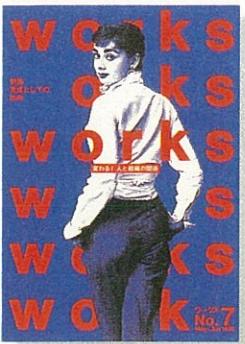
特集
No.17 Sep.1997
歩み出した日本型
インターンシップ



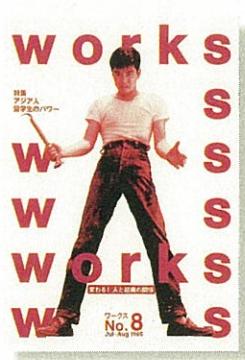
特集
No.18 Oct.1997
社内でもあり、社外でもある。
契約型人材を活かせ

- 予約購読に関するお問い合わせ
本誌、works information P47をご覧ください。
- 記事内容に関するお問い合わせ先
works編集部
TEL/03-3575-6204
FAX/03-3575-6886

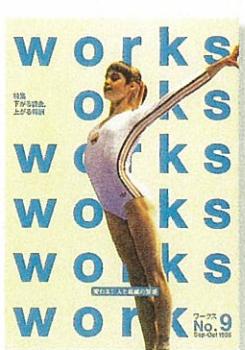
特集
No.11 Jan/Feb.1997
強い組織のつくり方



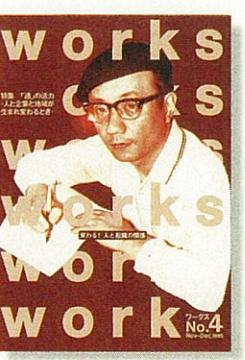
特集
No.7 May/Jun.1996
育成としての出向



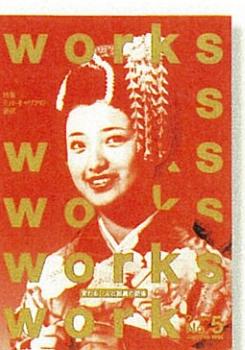
特集
No.8 Jul/Aug.1996
アジア人留学生のパワー



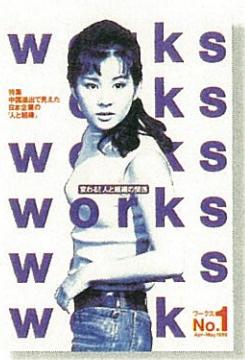
特集
No.9 Sep/Oct.1996
下がる賃金、
上がる報酬



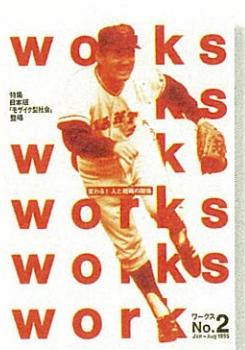
特集
No.4 Nov/Dec.1995
「連」の威力



特集
No.5 Jan/Feb.1996
「ソジ」キャラの選択



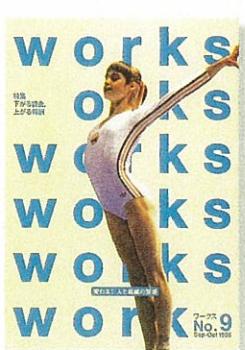
特集
No.1 Apr/May.1995
中国進出で見えた
日本企業の「人と組織」



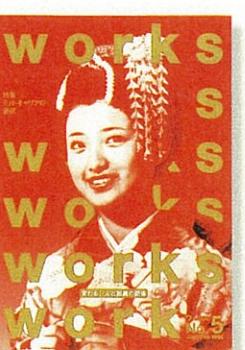
特集
No.2 Jun-Aug.1995
日本版「モザイク型社会」登場

特集
No.12 Mar/Apr.1997
脱皮するアーチル

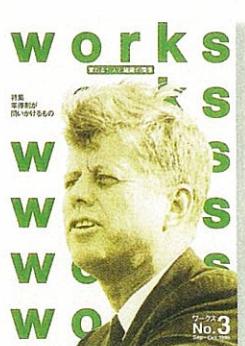
特集
No.13 Apr.1997
ゲーム組織で見える
経営者の役割



特集
No.10 Nov/Dec.1996
株式公開と組織
へ新たな「出会い」を
生むインターネット

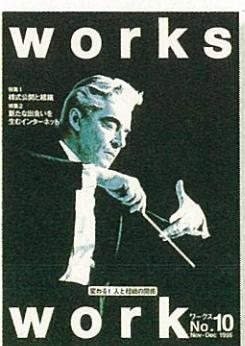


特集
No.6 Mar/Apr.1996
悩ましも新卒採用



特集
No.3 Sep/Oct.1995
年俸制が
問い合わせるもの

特集
No.14 May.1997
技術者が動き出した



特集
No.11 Nov/Dec.1996
新たな「出会い」を
生むインターネット



リクルートサークル事務局
中小企業診断士
社会保険労務士
西山徹也

今月の人事 Topics

今回の労働基準法改正は、昭和22年制定以来、半世紀たって初めての広範囲にわたるものであります。企業の組織・人事・雇用の多様化・流動化などに対して、とても大きな影響を与えると考えられます。そこで今回は、その改正点についてまとめてみました。この原稿を書いている時点で法案はまだ出でていませんので、改正法案の建議である中央労働基準審議会（中基審）の最終報告等をもとに解説します。

お問い合わせ先（3月末日までとさせていただきます）

0120-74-5858

月・水・金曜の13:00～17:00開設
お問い合わせは会員企業に限らせていただきます

1. 労働時間等について

1年変形制の要件緩和
多くの問題点が指摘されていました。今回では、一定数以上の休日の確保、最大連続労働日の短縮、時間外労働の減

2. 労働時間等について

1年変形制は、実際の運用にあたつて多くの問題点が指摘されていました。今

3. その他

1 法適用を号別記方式による分類・区分（第8条）適用から包括適用方式へ。
2 10人未満事業場の就業規則作成義務、別規定作成制限の廃止と周知方法の法定を検討。
3 労働条件紛争（民事）の解決援助のため、労働基準局の機能強化、民間人材の活用を検討。
4 労使協定に周知義務を課す。労働者代表の選出手続きを通達から省令へ。

書面明示の範囲をこれまでの①賃金のみから、②就業場所・従事業務、③労働時間（始・終業時刻、休憩、休日、休暇等）、④退職に関する事項、⑤契約期間（有期契約の場合）――を加える。

3 短期労働者にも解雇予告制度を適用

4 退職事由の書面による明示

5 裁量労働制の対象拡大

6 休憩の一せい付与義務の適用除外

7 特例措置の存廃を検討

8 6年次有給休暇付与日数増加の早期化

9 21ヶ月変形制の導入要件に労使協定

10 1週の所定労働時間の限度の彈力化

11 1カ月以上の変形期間でも1日10時間（3カ月以上の変形期間でも1日10時間）

12 1週52時間が可能に、②労働日・労働時間の事前特定の弾力化（1カ月以上の期間ごとに区分して特定が可能に。ただし各期間の30日以上前に特定）、③変形期間中の途中入・退社者の制度適用――が検討されています。

13 これが国会でも議論のポイントになる箇所かと思いますが、以下のようないが検討されています。①時間外労働の目安時間を「基準」として、通達による行政指導ではなく法的根拠を設け使用者の留意事項を定め指導・助言を行う（労働側は上限時間の短縮と罰則の新設を主張）、②女子保護規定の解消に伴う激変緩和措置として、3年程度の期間、一定の家庭責任（育児・介護）を有する女性が希望する場合に、通常よりも低い水準時間設定、③指針水準を超える時間外・休日労働に応じた代償休日（代休）付与の努力義務、④時間外・休日労働の割増基準から住宅手当を除外、⑥深夜業從事者の健康確保等――の措置の検討などです。

1. 労働契約等について

少し必要な措置等を求める一方、①1日

1週の所定労働時間の限度の彈力化

（3カ月以上の変形期間でも1日10時間

・1週52時間が可能に）、②労働日・労働

時間の事前特定の弾力化（1カ月以上の

期間ごとに区分して特定が可能に。ただ

し各期間の30日以上前に特定）、③変形期

間中の途中入・退社者の制度適用――が

検討されています。

これが1カ月変形制ですが、就業規則その他これに準ずるものに定める現

行方式のほか、労使協定締結による方式も可とします。

ここは国会でも議論のポイントになる箇所かと思いますが、以下のようないが検討されています。①時間外労働の目

安時間を「基準」として、通達による行

政指導ではなく法的根拠を設け使用者の留意事項を定め指導・助言を行う（労

働側は上限時間の短縮と罰則の新設を主

張）、②女子保護規定の解消に伴う激変緩和措置として、3年程度の期間、一定の家庭責任（育児・介護）を有する女性が希望する場合に、通常よりも低い水準時間設定、③指針水準を超える時間外・休日労働に応じた代償休日（代休）付与の努力義務、④時間外・休日労働の割増基準から住宅手当を除外、⑥深夜業從事者の健康確保等――の措置の検討などです。

自分の考えを相手に届けることができる人材がいます。

自分の考え方や意見をきちんと人に伝えて、人を動かす力を伸ばしてほしい。個性を発揮してもらいたい。

そう考える大正大学では、表現技術を磨くための「自分主義研究」を開講。

「自分主義研究」では、受講したいという思いを同級生に伝えて、

やる気のある5人一組のグループで申し込むことを条件にしています。昨年は、先着30組の枠が約1週間で埋まりました。

自分のやりたいことが実現できる力を身につけるために。

過去5年、入試、カリキュラム、学内制度にわたって、さまざまな改革を実施してきた大正大学。

実社会で行動できる人を育てています。

◎人間学部／仏教学科／人間福祉学科（社会福祉学専攻 生涯教育専攻 臨床心理学専攻）／社会学科

◎文学部／国際文化学科／日本語・日本文学科／史学科

◎大学院／文学研究科（仏教学専攻 宗教学専攻 史学専攻 国文学専攻 比較文化専攻 社会福祉学専攻 臨床心理学専攻）

人間探求大学
大正大学

問い合わせ 学生総合開発センター 03-5394-3022（直）
〒170-8470 東京都豊島区西巣鷹3-20-1

S. Emma Crockford

日本に帰りたがらない日本人女性

最近、日本で大学教授をしている友人の教え子で、サンフランシスコの大学院に留学中のT子さんと久しぶりに話をする機会があった。彼女がこちらへ留学した直後に会ったときには、こちらの大学で修士号を取得した後は日本に帰り出身大学で教職に就きたいといった抱負を語ってくれた。

それから約2年たつたわけだが、今回話をしたときに彼女の将来計画がまったく変わってしまっていた。もう日本には帰りたくない、このまま米国に残りたいというのである。私は「またか」と恒例のケースをまたひとつ見るようで驚きもしなかった。

私が過去20年間で見えた日本女性たちは、各自渡米した目的もまちまちで、最近では企業派遣で来る女性も増えているが、米国に滞在して1年もたつと本当にほ

ば全員が異口同音に「日本には帰りたくない」状況に陥るのだ。あるケースでは、夫の転勤についてきた妻が、夫が日本に帰る際に一緒に帰国せず離婚してまでひとりでこちらにとどまつた人さえいる。

夫が日本に帰る際に一緒に帰国せず離婚してまでひとりでこちらにとどまつた人さえいる。

満身創痍でも帰りたくない

私が過去20年間で見えた日本女性たちは、各自渡米した目的もまちまちで、最近では企業派遣で来る女性も増えているが、米国に滞在して1年もたつと本当にほ

ば全員が異口同音に「日本には帰りたくない」状況に陥るのだ。あるケースでは、夫の転勤についてきた妻が、夫が日本に帰る際に一緒に帰国せず離婚してまでひとりでこちらにとどまつた人さえいる。

夫が日本に帰る際に一緒に帰国せず離婚してでもひとりでこちらにとどまつた人さえいる。

なぜそこまでして日本に帰りたくないのか

確かに北カリフォルニアは気候も治安もよく、生活水準も高く、とても生活しやすいところだ。しかし私の知っているケースは北カリフォルニアだけではない。気候もはびこる日本の組織での性差別を訴えていた。確かに米国では人種、年齢、性別、宗教、出身国などによる雇用の差別は不法行為である。しかし彼女たちが帰りたくない理由は、こうした法律による雇用制限だけではないと思う。もっと日本の社会にどうぶつりと根づいた何かがそうさせているのだ。

たとえば結婚をとつても米国では一般的に男性が過ぎてしまつたらなかなかよい就職口がない。また結婚にも不利だ、と言っていた。別の女性はいまだに根強くうそを語る日本の組織での性差別を訴えていた。確かに米国では人種、年齢、性別、宗教、出身国などによる雇用の差別は不法行為である。しかし彼女たちが帰りたくない理由は、こうした法律による雇用制限だけではないと思う。もっと日本の社会にどうぶつりと根づいた何かがそうさせているのだ。

ある女性は「年齢」という要素を挙げた。女性で30歳を過ぎてしまつたらなかなかよい就職口がない。また結婚にも不利だ、と言っていた。別の女性はいまだに根強くうそを語る日本の組織での性差別を訴えていた。確かに米国では人種、年齢、性別、宗教、出身国などによる雇用の差別は不法行為である。しかし彼女たちが帰りたくない理由は、こうした法律による雇用制限だけではないと思う。もっと日本の社会にどうぶつりと根づいた何かがそうさせているのだ。

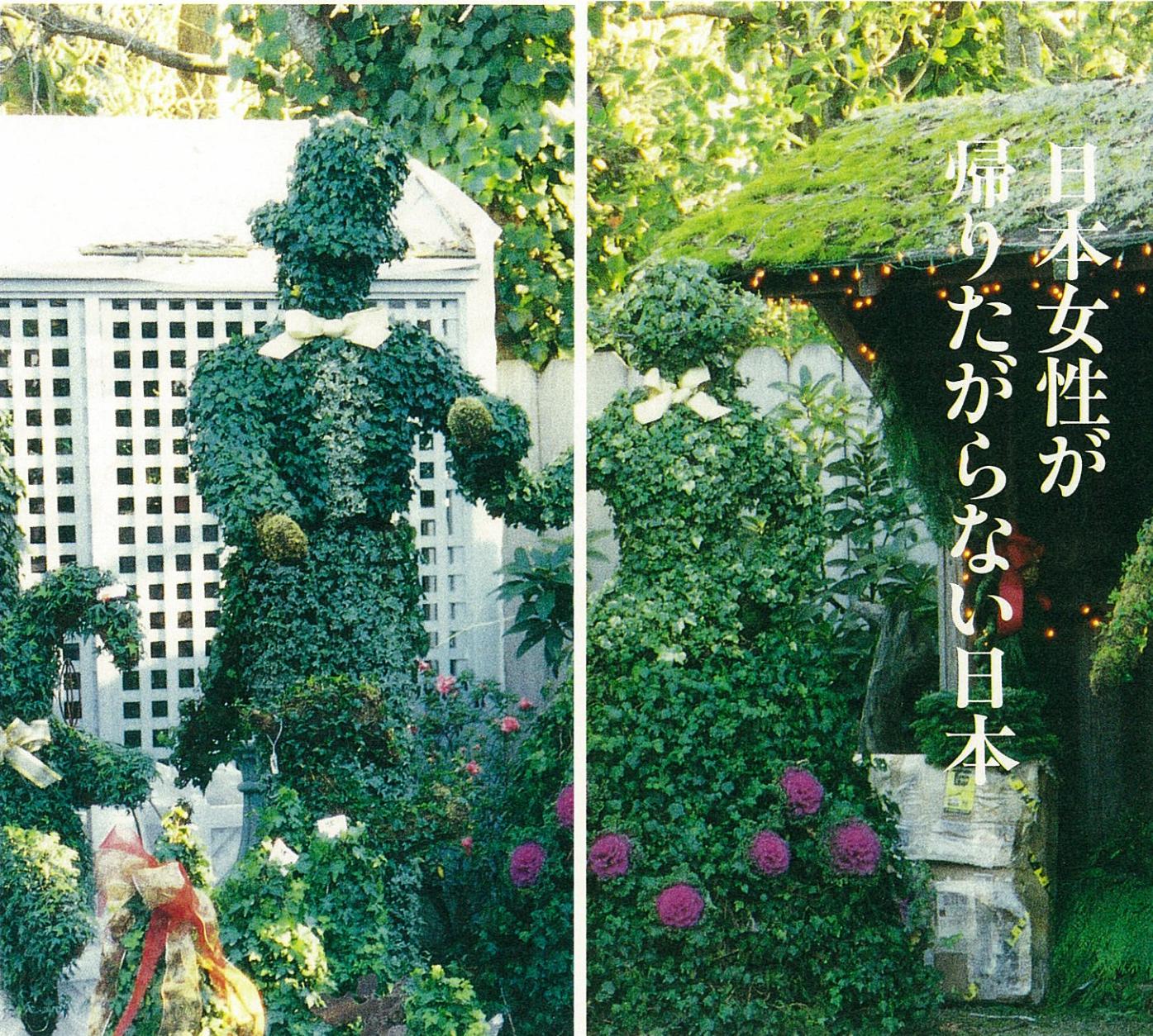
しかし、日本の社会が女性に期待するものがあまりにも欧米のそれと違い、仕事場でも家庭においても女性をのびのびと活かせる場所がないよう見受けられる。女性が自由に生きるとは、ひと昔前の米国のウーマン・リブ思想に見られたような、女性が男性のようになることかは、主觀的問題なので何ともいえない。

男女は違う役割を担うが、共に尊い魂をもつていてるという点において魂のレベルでの優劣はない。社会は両性がお互いの特質を尊敬しあい、活かしあつて初めて健全なものになるような気がする。女性らしさを保ちながら、女性が一個の人間として尊敬をもつて受け入れられる社会の受け皿が欲しいと思う。

3年前に私の学生時代の恩師（当時スタンフォード大学人類学部教授）の別府春海先生と10年ぶりに会食する機会があった。別府先生は世界にボーダーレスで存在する日本人などのテーマについて講演、執筆活動をこなされる米国でも著名な文化人類学者である。先生自身も何人も優秀な日本人女性と出会い、そしてそのほとんどが日本に帰りたくないと言い、帰つても失望して戻つてくる姿を見られてきたそうだ。そしてコストが数倍かかり、キャリア的にもさほど適任でない家族のいる男性が送ってきた。私はこの話が女性がどうして日本に帰りたくないかを如実に表した皮肉な例の



エマ・クロックフォード
スタンフォード大学で修士号取得後、オックスフォード大学大学院で経営学を専攻。その後、東京、ニューヨーク、ロサンゼルスで投資銀行業務を歴任し、後に東京の米国大使館で産業担当の商務官として勤務した。現在はシリコンバレーでマネジメントコンサルティングをするかたわら、日米の雑誌にエッセイなどを寄稿している。
E-mail: emma@gtsinc.com



性と結婚したい、といった無意味な若者嗜好も少ないし、あらゆる事柄において女性と男性のダブル・スタンダードは、日本と比べるとはるかに少ないようである。

昨年の7~8月号で海外に転勤した優秀なサラリーマンが日本に帰りたがらないと、『キヤリアダウン留学』書いたことがある。そのときに「キヤリアダウン留学」をした女性の話も書いた。見聞を広めて優秀になった女性が「煙たがられて」かえって不利となつた話だ。女性、男性に限らず日本の文化に根づいた集団思考・行動性も「帰りたくない」現象を引き起こす大きな原因だ。

日本では出る杭は打たれ、異質のものは排除されようとする。集団の無言の規則をいったん無視したらとても住みづらいところに思える。集団の中に溶け込んでいる個であれば認められるが、個としての存在価値が独立してあつたなら認められない。特に女性に対してはさらに箱の中に入れておくような風潮が強い。

日本より米国のはうがのびのびと仕事ができる、強いというならば、のびのびと生活ができるということだ。

女性に対する偏見

私がコンサルティングをしていたある日本の大手コンピュータ会社に、時折出張でシリコンバレーに来ていた38歳の独身の女性マネジャーがいた。當時現地法人で人手が足りなくなり、日本から転勤者を増やすことになった。日本で行き詰まりを感じていた彼女はなんとかシリコンバレーに転勤したいと願っていました。あらゆる面で私は彼女ほどの適任者はいないと思っていた。

しかし彼女はその会社の担当取締役に「君を米国にやつたら、きっと向こうで結婚して戻つてこなくなつてしまふからなあ」と転勤の希望は断られたそうだ。そしてコストが数倍かかり、キャリア的にもさほど適任でない家族のいる男性が送ってきた。私はこの話が女性がどうして日本に帰りたくないかを如実に表した皮肉な例の

ように思える。

世代の遭遇とこれからの経営

学習院大学 経済学部 助教授
YUJI GENDA

玄田 有史

戦前世代、団塊世代、シラケ世代、新人類世代、ユギヤル世代……。世代を表す言葉はさまざまである。各時代のライフスタイルを象徴する「世代」は、消費生活の変化だけでなく、日本の働く環境の特徴を浮き彫りにするキーワードでもある。

職場における世代とは、学歴や年齢などを同じくして働く人々を指すのが通常だろう。その人の世代を知ることで、いつごろ大学や高校を卒業したか見当がつく。たとえば97年に50歳の大学卒の人であれば、多くは70年ごろに大学を卒業している。同じ世代の人々は、卒業時点でも売り手市場もしくは買い手市場と呼ばれる共通した就職状況を経験してきている。そして会社内では世代を同じくする人々は同期入社となり、他の世代と区別される。たとえば「70年入社」という名称がその世代を表している。

終身雇用の崩壊が食い止められている理由としては、この高度成長期の遺産が大きい。しかし、高度成長後の低成長期に卒業した高卒世代にとっては長期雇用の機会は減少気味である。最近、若年高卒の転職率が高まっているが、この背後には単なる就業意識の変化だけでなく、新世代の就業機会の劣化がある。一方、四年制大卒については、氷河期と呼ばれる新卒市場の状態が長く続いた。大卒の就職難には不景気による求人減退もあることながら、それよりも第2次団塊世代が大学を卒業し、大量に新卒市場に流れ込んだ影響が大きい。このような新卒や若年市場の動向は、各世代の今後の働く環境に永続的な影響を及ぼしつづけることになる。

世代効果の第二は、就職後の企業内部での同期入社数が遭遇に及ぼす影響である。大卒の待遇改善は、多くが企業内部での昇進や昇格に基づいている。企業内に用意された昇進ポスト数に比べて、同期入社数が多くなるとそれだけ世代内の昇進競争は熾烈になる。

この傾向は同期入社が多い最近の中高年の大卒世代で顕著になっている。80年代初めから90年代半ばにかけて、40代で部長職に就いている大卒男性は、3割程度増えた。しかしその期間に、40代大卒男性の総数は実に2倍近くも増えていたのである。

近年雇用システムの変化が求められている最大の原因は、第1次団塊世代を含む40歳以上の世代が大幅に増えたことである。企業内の人口構成が高齢化の方向へ大きく変化したこと、年功的・一律的賃金体系の変更を生んでいるのである。

世代効果の功罪と今後の影響

日本に特有な世代重視の職場慣行には、功と罪の両面がある。世代特有の効果を生む新卒重視や内部昇進の慣行は、企業内での職場訓練を円滑にするうえで効果的だつたことは間違いない。また同一世代という親近感がある。世代内でのコミュニケーションを通じて企業内部の情報流通を円滑にした効果もある。しかし一方で、世代重視

の考え方には、個人を世代という集団の中に埋没させる傾向を生んできた。また同一世代は「仲間」であると同時に「競争相手」であり、世代の年齢が増すにつれて、昇進・昇格に伴うさまざまな軋轢を生んできた面もある。日本人の長時間労働もその背後には、「仲間であり、同時に競争相手である同世代が働いているのに自分だけ働かないわけにいかない」という面もあつただろう。このような世代効果は、働く現場に今後どのような影響を及ぼすのだろうか。まず明らかなのは、世代効果を通じてこれから中高年になる高卒の賃金上昇が、伸び悩んでくることである。低成長期に就職し、勤続年数が短期化している最近の高卒にとって、将来の長期勤続による賃金上昇は期待できない。また高年齢の高卒に対する労働需要も減退傾向にあり、これも賃金上昇にはやはりマイナスとなる。現在では大卒ホワイトカラーの待遇が深刻な問題になっているが、近い将来、中高年高卒の就業環境の悪化が大きな問題となってくるだろう。

加えて将来の高齢化の進展が大量失業に直結するか否かは、2010年前後に生じる世代の深刻な問題を克服できるかにかかる。2010年とは1947~49年に生まれた第1次団塊世代が60歳を超える年退職の対象となりつつある時期である。そのとき再就職希望者が新しい仕事を円滑に見出せないと、かつてない大量の60代失業者が生じることになるだろう。

このような世代効果を前提とした場合、これからどのような経営のあり方が重要になるだろうか。

まず注意すべきは、企業内部における世代間での待遇格差の問題である。若い将来人口構成が高まつてくる。世代による格差が敏感な問題となる将来は、世代間不公平による摩擦を生み出さない企業内の工夫が、いつそう大切になるだろう。そうでないと、不遇な世代の働く意欲は減退し、逆に優遇された世代が努力を怠ることになる。

世代に代わる評価軸が必要に

ではこのような世代効果を前提とした場合、これからどのような経営のあり方が重要になるだろうか。

まず注意すべきは、企業内部における世代間での待遇格差の問題である。若い将来人口構成が高まつてくる。世代による格差が敏感な問題となる将来は、世代間不公平による摩擦を生み出さない企業内の工夫が、いつそう大切になるだろう。そうでないと、不遇な世代の働く意欲は減退し、逆に優遇された世代が努力を怠ることになる。

世代は生まれた年次や過去の学歴によって決まるため、個人の努力で変更できるものではない。しかし日本の雇用制度に特徴的なのは、その世代の新卒市場の状況や就職後の同期入社数が、賃金や雇用機会など個々人の待遇に強い影響を及ぼすことである。

世代の効果とは何か

近年の不況以来、終身雇用により象徴される長期雇用システムが揺らいでいるといわれる。しかし実際には、中高年の中卒卒や高校卒にはむしろ長期雇用の進展がみられる。その原因は高度成長期に発生した超売り手市場に強い影響を及ぼすことである。



げんだ・ゆうじ 1988年東京大学経済学部卒業。92年学習院大学経済学部専任講師、95年より助教授。95年から96年にかけてハーバード大学およびオックスフォード大学において客員研究員。論文「資質か、訓練か」(日本労働研究雑誌1996年1月号)、「チャンスは一度」(同雑誌1997年10月号)。

アーメド・ハッサン

株式会社ジェイピーインターナショナル 代表取締役社長



**日本は「和」の国。
僕の会社もモノではなく
心を売っているんです。
だから会社は家庭だと
思つて経営しています。**

貧しい国の移民が減らない理由

日本のよう50年以上のあいだ戦争がなく、豊かで、識字率が高く、失業率は低く、犯罪の少ない国がほかにはないという事実を、われわれはつい忘れるがちである。人種的にはほとんど差異がない国、たとえばサッカーの韓国代表と日本代表の顔つきを同じ新聞紙上で並べてみると、日本代表のはうがはるかに「のどか」であることは、否定しようがない。彼らの柔らかな表情は、われわれすべてのんきさもある。アーメド・ハッサンが日本で暮らしながら、決してのんきな顔にはならないのは、いつも心に祖国バングラデシュがあるからだろうか。

● バングラデシュという国 面積は北海道の約2倍、人口は日本とほぼ同じ。しかしGDPは266億3600万ドル(94年)で、一人当たりわずかに230ドル。ちなみに日本は386万円である。經濟的にみれば世界最貧国であろう。民族的にはベンガル人がほとんどで、国教はイスラム教である。政治的にはきわめて不安定な時期が長く続いている、ハリケーンなどの天災も多い。

「バングラデシュは、日本では考えられないくらい貧しい国なんです。僕が子供のころは、小学校を出たところ半分は働きはじめるし、高校まで進学できる人はすごく少なかった。なぜそんなに貧しいかって? それは政治家の不正があつたからですよ。國と国民を守るべき政治家が、自分のために人を殺していいと思つていた。僕は高校時代から学生運動をやつたけど、弾圧のために平気で銃を撃つしね。僕も3週間、刑務所に入れられたことがあります」

具体的なことはハッサンは口をつぐんだけれども、拷問まがいのこと也有つたらしい。ハッサンは、半数が小学校で学業をやめるという国にあって、大学まで進んでいる。別に裕福な家に生まれたわけではなく、「向こうでは一般的な家庭」に育つた。ただしこの「一般的」とは、3食食べられないことがあるという現実である。

「父は、目が見えないんですよ。それでも農業を続け、頑張つて8人の兄弟を育ててくれました。子供に食べさせるために、父がささと寝てしまつたこともあつたのを見ています。自分は食べずにね。同じ貧しいといつ

ても、父の目が不自由だったことで、うちのお袋サンは普通の家よりも何倍も苦しんだと思います」

自立しなければ誇りをもてない

長男であるハッサンは子供のころから成績がよかつた。しかし家の実情は子供心に十分わかつていてから、中学に進学すると農家でアルバイトをして、学費やこづかい稼いだという。普段あまり勉強しなかつたが、試験前に要領よく勉強してよい成績をあげるタイプ。しかし、学生運動の道に入り、学費を稼ぎながらの勉強だから、高校卒業は20歳を過ぎてから。その後大学に進み、教養課程で学びながら将来を探つていた。

「同級生だからといってみんな年齢は同じじゃないし、学生運動もしていたから、僕の周りには年上の友人がずっといました。彼らを見ていると、大変な思いで大学を出ても仕事がなんにもないんです。大学まで来るのはある程度裕福な人間が多かったので、彼らは卒業すると親の金で生活することになる。でも、いくら生活できたとしても、そんな暮らしでは自分で自分を認められないんですね。だから移民の道を選ぶんです。もしまともにバングラデシュで仕事ができれば、そんなことにはならないでしょう。日本に来るバングラデシユ人も同じですよ。不法滞在だといわれるよう、稼ぎたい。そして家族を守りたいと思っています」

淡淡と幼時の貧しさを語るハッサンは、いま、練馬区にあるオフィスの社長室にスーツ姿で座つてしている。日本では見慣れたビジネスマンの日常風景だが、ハッサン自身もかつては日本に仕事を求めてやつてきた、不法就労者のひとりだった。

おしん T.V.ドラマ『おしん』はアジアや中東で放映され、爆発的な人気を呼んでいる。貧しかったおしんが苦労してスーパー・マーケットを成功させていくプロセスは、貧しい現状にあふれた人々にとって、自らの苦労と夢を重ねさせる格好の題材なのだろう。ハッサンは、いまの若者たちではなく30年、40年前に働き抜いていた日本人と共に感するという。そして、そのような歴史を、日本の方たちが知らないことに苛立ちを覚える。

最初は仕事を続けることさえ大変だった。弁当屋のア

● 不法就労者 日本における不法就労者は90年2月には約10万6,000人だったが、97年には約3倍の28万2,986人に増加。不法就労者は日本の景気変動にリンクして増減するが、国元で高学歴であつても、学んだことを実際に活かして働けるケースは少ない。

